



一般財団法人 日本医学物理士会 個人情報保護に関する細則

2017年11月14日

(目的)

第1条 この細則は、一般財団法人日本医学物理士会（以下「本会」という。）が、定款第5条の目的ならびに第6条の事業を円滑に遂行するために必要な情報を公開するとともに、業務上知り得た個人情報は、個人の権利と利益を保護する個人情報保護法その他関係する法令に基づき管理し、その運用に必要な事項について、定款による以外はこの細則による。

(適用範囲)

第2条 この細則は、個人情報の管理体制の維持・管理を基本とし、個人情報の収集から利用に至る事項、委託先の監督、第三者提供の制限など、個人情報の保護に関するあらゆる必要事項について適用する。

- 2 定款第6条に定める事業を遂行するにあたり、事業に関連した会員以外（以下「非会員」という）の個人情報についても適用する。

(管理体制)

第3条 個人情報保護法その他関係する法令等を遵守するため、個人情報の統括保護責任者は代表理事が担当し、保護管理者として総務委員が当たるものとする。

- 2 各常置ならびに委員会の長は、本細則を遵守するものとする。

(個人情報の収集と範囲)

第4条 本会に入会を希望するものは、会員の登録に関する細則に従い、その利用目的を明示し、承諾を得て入会申請がなされたものとし、入会登録された会員の情報を個人情報として取扱う。

- 2 登録時に記載が必要な個人情報は、入会手続きに則り記載された情報とする。
- 3 役員、委員など、事業遂行のために本会より委嘱を受けた会員にあっては、その委嘱を受ける時点においてその利用目的を明示し、承諾を得た情報とする。
- 4 第2条2項にかかわる非会員の個人情報の収集は、必要最低限に止めるものとする。

(正確性の確保と訂正および破棄)

第5条 個人情報は絶えず最新の状態に保つよう、適宜会誌等に情報の訂正要請を掲載あるいは挿入し、正確性の確保に努めなければならない。



- 2 会員から、個人情報の確認・訂正等を要請された場合には、合理的かつ必要な範囲内においてすみやかに対応しなければならない。
- 3 本会は、利用目的に関し保存する必要がなくなった個人情報は、保護管理者の責任において確実、かつすみやかに破棄または削除するものとする。

(個人情報の利用)

- 第6条 個人情報を利用するにあたっては、第1条に記載のとおり本会の目的・事業遂行の範囲内でのみ利用することとし、その範囲を超えた利用は行わないこととする。
- 2 法令に基づく要請等、正当な理由がある場合には個人情報を第三者に提供し、協力することができる。
 - 3 会員ならびに第2条2項の非会員は、本会が法令の義務規定に違反していることが判明したときは、本人の個人情報の利用停止または消去を求めることができる。
 - 4 利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。

(個人情報の開示)

- 第7条 収集された個人情報のうち、性別、生年月日、出身校の開示は行わない。また、すべての会員の情報を一括開示することは原則として行わない。
- 2 各委員会への会員状況の提供は、個々の事由による要請を除き前項に準ずるものとする。
 - 3 会員などの個人データは、承諾を得た範囲内において本会が発行する会員名簿に掲載することができる。
 - 4 個人情報のうち、特定個人を識別できない方法により、個人情報を統計データとして開示することができる。
 - 5 本会は、本人から、当該本人に係る保有個人データについて、書面または口頭により、その開示（当該本人が識別される個人情報を保有していないときにその旨を知らせることを含む。）の申し出があったときは、身分証明書等により本人であることを確認のうえ、開示をするものとする。

(委託先の監督)

- 第8条 会誌等の発送、会員情報の管理、インターネット関連の情報管理など、定期的に会員情報を利用するにあたっては、正当な利用範囲内で個人情報を第三者に委託することができる。
- 2 前項にあるような定常的な委託先については、理事会の事前承認を必要とし、委託先へは個人情報を厳重に管理することを本細則とともに文書をもって義務付け、監督しなければならない。



(第三者提供の制限)

第9条 法令による場合を除き、会員ならびに第2条第2項の非会員の個人情報を理事会の承認なく第三者に提供・開示することはできない。

(安全管理処置)

第10条 総務理事ならびに事務局職員は、個人情報を厳重に管理し、不正アクセス・紛失・破壊・改ざん・漏洩等に対する予防処置および安全対策を講じなければならない。

(学会内体制の継続的見直し)

第11条 代表理事は、個人情報の取扱いに関する実態を把握し、必要により管理体制について、有効かつ適切な改善を図っていかななければならない。

(会員情報の取扱いに関する窓口)

第12条 会員情報に関する苦情等の問合せ窓口は、事務局とする。

(担務)

第13条 この細則に関する担務は、総務委員会とする。

付 則

1. この細則は理事会の議決により改訂することができる。
2. この細則は平成29年度事業より適用する。
3. この細則における用語の意味は、次による。

(1) 個人情報：

生存する個人に関する情報であって、

一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第二号において同じ。）で作られる記録をいう。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができる こととなるものを含む。）

二 個人識別符号が含まれるもの

二の「個人識別符号」は具体的には以下のものを指している。

① 身体の一部の特徴を電子計算機のために変換した符号



DNA、顔、虹彩、声紋、歩行の態様、手指の静脈、指紋・掌紋

② サービス利用や書類において対象者ごとに割り振られる符号

旅券番号、基礎年金番号、免許証番号、住民票コード、マイナンバー、各種保険証等

(2) 個人情報データベース等

特定の個人情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成した個人情報を含む情報の集合物、またはコンピュータを用いていない場合であっても、紙媒体で処理した個人情報を一定の規則に従って整理または分類し、特定の個人情報を容易に検索することができる状態においているものをいう。

(3) 個人データ

個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

(4) 保有個人データ

本会が開示、訂正、追加、削除、利用の停止、消去および第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する6か月以上保有する個人データであって、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの以外をいう。

(5) 本人

個人情報から識別され、または識別され得る個人をいう。